

Client Alert

19 May 2020

米国産業安全保障局、ファーウェイ等エンティティリスト掲載企業向け再輸出に関する直接製品規則を改正する暫定最終規則を発表

本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
03 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

米国産業安全保障局（BIS）は、5月15日、Huawei Technologies（ファーウェイ）を含むエンティティリスト掲載企業が米国の特定の技術やソフトウェアを利用して製品等を海外で設計・製造し、ファーウェイ等エンティティリスト掲載企業に輸出・再輸出する際に輸出許可を要するとする暫定最終規則を発表した。

BISは、2019年5月に、ファーウェイ及びその関連会社114社をエンティティリストに追加した。その結果、ファーウェイ及びその関連会社に米国原産品及び米国原産品を一定割合以上含む製品等を再輸出する企業は輸出許可を取得する必要がある。BISによれば、その後もファーウェイは米国のソフトウェアと技術を用いて半導体を設計し続けており、米国の装置を用いて海外のファウンドリに生産を委託することによって本エンティティリストの国家安全保障と外交上の目的を損なっている、とする。

具体的には、暫定最終規則は、以下の外国生産品目を輸出管理規則（EAR）の対象としている：

- (i) ファーウェイまたはその関連会社等のエンティティリスト掲載企業により米国のソフトウェアを利用して開発された半導体設計及びこれを当該設計に基づいて製造される半導体など、特定の米国 Commerce Control List（CCL）に記載されるソフトウェアおよび技術の直接製品に該当する品目
- (ii) 工場自体又はその重要な製造設備が特定の CCL に記載される特定のソフトウェア及び技術の直接製品に該当する製造施設で製造された、ファーウェイまたはその関連会社による設計仕様から生産されたチップセットなど直接製品に該当する品目

このような外国産品は、ファーウェイまたはその関連会社等エンティティリスト掲載企業への再輸出（海外からの輸出）、または（国内での）譲渡を目的としていることを知った場合に限り、輸出許可が必要となる。

2020年5月15日現在、ファーウェイによる設計仕様に基づく品目の生産工程を開始している米国半導体製造装置を使用する外国のファウンドリに、直接的な経済的悪影響を与えることを防止するため、当該外国生産品目は、発効日から120日間までに再輸出、海外からの輸出、または海外への移転（国内）される限り、これらの新たな輸出許可の対象とならない。

暫定最終規則は、2020年7月14日までパブリックコメントを募集予定であり、ファーウェイまたはその関連会社等のエンティティリスト掲載企業と取引のある日本企業は今後の動きに注視されたい。